

大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大阪の成長及び発展を支えるため、将来にわたって本市及び大阪府の一体的な行政運営を推進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 本市は、本市及び大阪府が対等の立場において大阪府との一体的な行政運営を推進することを通じて、本市及び大阪府の二重行政を解消するとともに大阪の成長及び発展を図ることにより、副首都・大阪を確立し、もって豊かな住民生活を実現するものとする。

(責務)

第3条 本市は、この条例に定める事項を誠実に履行する責務を有する。

(会議の設置等)

第4条 本市は、大阪府と共同して、本市及び大阪府の一体的な行政運営を推進することを目的として、副首都推進本部（大阪府市）会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の21の2第1項に規定する指定都市都道府県調整会議とする。
- 3 会議においては、第8条及び第9条に規定する事項その他市長及び大阪府知事が必要と認める事項について協議するものとする。

(会議の組織)

第5条 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、大阪府知事をもって充て、副本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部員は、市長又は大阪府知事がその補助機関である職員のうちから選任した者をもって充てる。
- 4 市長又は大阪府知事は、必要と認めるときは、市長及び大阪府知事以外の執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員から選任した者を本部

員として加えるものとする。

- 5 本部長は、会議の事務を掌理し、会議を代表する。

(会議の運営)

第6条 本部長は、副本部長と協議の上、会議を招集し、これを運営する。

- 2 副本部長は、必要と認めるときは、本部長に会議の招集を求めることができる。

- 3 前項の規定による招集の求めがあったときは、本部長は、会議を招集しなければならない。

- 4 会議においては、本部長、副本部長及び本部員は、本市及び大阪府が対等の立場において議論を尽くして合意に努めるものとする。

- 5 本部長は、必要と認めるときは、副本部長と協議して、次に掲げる者に対し、会議への出席を求めるものとする。

(1) 市会又は大阪府議会の議員

(2) 特別顧問及び特別参与（特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）第1条第7号に掲げる職員であって、副首都化、本市が大阪府と共同して取り組む施策その他市長が定める施策（以下この号において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものをいう。）

(3) 大阪府内の市町村（本市を除く。）の長

(4) 学識経験を有する者その他関係者

(進捗状況の管理等)

第7条 会議で合意した事項（以下「合意事項」という。）については、会議において進捗状況の管理を行うものとする。

- 2 市長は、合意事項及び合意事項についての進捗状況を市会に報告するものとする。

(本市及び大阪府が会議において協議すべき事項)

第8条 本市は、次に掲げる事項について、大阪府と会議において協議するものとする。

- (1) 今後の大阪の成長及び発展に関する取組の方向性
 - (2) 大阪の成長及び発展を支える大都市のまちづくり及び広域的な交通基盤の整備の方向性
 - (3) 情報通信技術その他の先端的な技術の活用を図る取組の方向性
- 2 本市は、前項各号に掲げるもののほか、本市が大阪府と一体的に又は連携して取り組む重要施策に関する方針等について、大阪府と会議において協議するものとする。
- 3 本市は、必要と認めるときは、第1項に規定する事項及び前項に規定する方針等に係る個別の事業の実施における本市及び大阪府の役割分担又は費用の負担等について、大阪府と会議において協議するものとする。
- (本市及び大阪府が一体的に取り組む事務等)

第9条 本市及び大阪府の一体的な行政運営に当たっては、本市は、大阪府と共同して、次に掲げる手法その他の手法を検討し、最適なものを選択するものとする。

- (1) 地方自治法第252条の2の2第1項の規定による協議会の設置
 - (2) 地方自治法第158条第1項に規定する内部組織（次項において「内部組織」という。）、同法第138条の4第3項に規定する附属機関その他の機関等の共同設置（同法第252条の7第1項の規定による機関等の共同設置をいう。）
 - (3) 地方自治法第252条の14第1項の規定による事務の委託（附則第2項において「事務の委託」という。）
 - (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（次項において「地方独立行政法人」という。）その他の法人の新設又は合併
- 2 本市及び大阪府が共同して設置し、又は設立している内部組織及び地方独立行政法人並びに本市又は大阪府が出資し、又は出えんした法人のうち大阪の成長及び発展に関する事務を処理するものであって、前項の規定の趣旨を踏まえたものは、それぞれ別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。
- 3 第1項の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事務については、地方自治法第252条の

14第1項の規定により大阪府に委託し、大阪府知事をして管理し、及び執行させるものとする。

(1) 大阪の成長及び発展に関する基本的な方針（広域にわたる事項に係る部分に限る。以下同じ。）として別表第4に掲げるものの策定に関する事務

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）に関する基本的な方針並びに広域的な観点からのまちづくり及び交通基盤の整備等に係る都市計画として別表第5に掲げるものの決定に関する事務

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び大阪府知事が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（事務執行に係る手続及び体制の整備等の検討等）

2 本市は、第9条第3項の規定を踏まえ、この条例の施行後速やかに、同項各号に掲げる事務の円滑な実施のための手続及び体制の整備その他必要な事項について検討を行い、事務の委託に向けた所定の手続を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日条例第47号、第2条及び附則第3項の規定、令和4年1月1日施行、告示第2065号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定の施行期日は、市長が定める。

別表第1（第9条関係）

(1) 副首都推進局

(2) IR推進局

(3) 大阪港湾局

(4) 大阪都市計画局

(5) 万博推進局

別表第2（第9条関係）

(1) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

(2) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

(3) 公立大学法人大阪

別表第3（第9条関係）

(1) 公益財団法人大阪観光局

(2) 大阪信用保証協会

(3) 公益財団法人大阪産業局

別表第4（第9条関係）

(1) 大阪の成長戦略

(2) 大阪の再生・成長に向けた新戦略

(3) 万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン

(4) 前3号に掲げるもののほか、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針であつて、大阪府に策定を委託する必要があるもの

別表第5（第9条関係）

(1) 都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

(2) 都市計画法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画

(3) 都市計画法第8条第1項第4号の2に掲げる地域地区（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定による都市再生特別地区に限る。）に関する都市計画

(4) 都市計画法第8条第1項第9号に掲げる地域地区（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾に係るものに限る。）に関する都市計画

(5) 都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市施設のうち次に掲げるものに関する

都市計画

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道

イ 道路法第3条第2号に掲げる一般国道

ウ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）

第12条第1項第4号に規定する阪神高速道路

エ 都市計画法第11条第1項第1号に掲げる都市高速鉄道

オ 都市計画法第11条第1項第9号に掲げる一団地の官公庁施設

(6) 都市計画法第12条の2第1項第5号に掲げる予定区域に関する都市計画